

# 熊本市立学校教員採用選考試験 Q & A

## ◆受験資格について

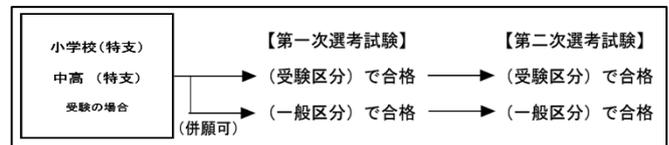
Q1 大学で教員免許状を取得しましたが、卒業後教職以外の職につき、免許状更新講習の修了確認期限が過ぎており、免許が休眠状態になっていると言われました。教員採用選考試験の受験は可能ですか。

A はい。受験可能です。令和4年7月1日付けで教員免許更新制は発展的に解消され、同日以降に新たに授与される教員免許状は有効期限のない生涯有効なものとなりました。また、令和4年7月1日付けで有効な教員免許状も、何ら手続きなく有効期限のない生涯有効なものとなりました。  
令和4年6月30日までに授与され、失効した免許状については、自動で有効となることはありませんが、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが基本的に可能です。詳しくは当該免許状の授与を受けた都道府県教育委員会にお問い合わせください。

## ◆併願について

Q2 併願について詳しく教えてください。

併願した場合の流れは、下図のようになります。



※一般区分に併願した者は、一般区分で合格することがあります。

Q3 小学校(一般)を希望していますが、幼稚園(一般)と併願できますか。

A できません。併願できるのは、(特支)の受験者のみです。

## ◆学歴・職歴について

Q4 高等看護学校を卒業した後、養護教諭の免許を取得するために、〇〇大学特別別科で単位を取得しました。この場合、最終学歴はどのようになりますか。

A 最終学歴は、高等看護学校になります。〇〇大学特別別科は、申請時に「6 教員免許状取得のための科目等履修」の欄に入力してください。

Q5 現在は違う仕事をしていますが、臨時的任用講師の経験が平成20年まであります。職歴に記入することはできませんか。

A 職歴は平成25年4月以降のものを記入していただきます。臨時的任用教員等の経験については、第二次選考試験時に面接カードや面接でお伝えください。

## ◆第一次選考試験の全免除又は一部免除について

Q6 現在熊本市以外の学校の常勤講師として3年以上勤務しています。毎年度の雇用期間は4月1日から3月28日までとなり、雇用上の都合で年度末に空白期間があります。「C熊本市以外の国公立学校教諭又は臨時的任用教員」の一部免除に該当しますか。

A 継続して雇用されているとみなし、全免除に該当します。また、常勤講師として勤務後に引き続き任命権者が同一の都道府県市の教諭となった場合、合わせて36か月以上であれば、「C熊本市以外の国公立学校教諭又は臨時的任用教員」の一部免除に該当します。

Q7 今年度熊本市で臨時的任用講師として勤務を始めました。講師経験24か月以上という条件は、熊本市での勤務のみに限られるのでしょうか。

A はい。「A熊本市臨時的任用教員24」の全免除、「B熊本市臨時的任用教員12」の一部免除は、熊本市立学校での勤務経験が条件となります。  
熊本市以外での勤務経験がある場合、「C熊本市以外の国公立学校教諭又は臨時的任用教員」の一部免除に該当するかもしれません。実施要項でご確認ください。

Q8	通算で24か月以上の勤務経験は、熊本市でのみでしょうか。他県で経験が1年、熊本市で経験が1年で合計24か月以上経験があり、現在、熊本市の臨時的任用教員をしているのですが、この項目に当てはまるでしょうか。	A	「A熊本市臨時的任用教員24」の全免除は、熊本市立学校での勤務経験が条件となります。 熊本市立学校での勤務経験が12か月以上あり、令和5年5月1日において熊本市立学校で臨時的任用教員をされていれば、「B熊本市臨時的任用教員12」の一部免除に該当します。実施要項でご確認ください。
Q9	熊本県で臨時的任用教員をしています。3年以上経験していれば、教職教養の免除がありますか。	A	はい。熊本県公立学校で継続して36か月以上臨時的任用教員をされている場合、「C熊本市以外の国公立学校教諭又は臨時的任用教員」の一部免除に該当し、教職科目が免除されます。
Q10	同一の県や市の臨時的任用の学校栄養職員として3年以上継続して勤務をしている場合、「D民間企業等勤務経験者(青年海外協力隊員)」の一部免除に該当しますか。	A	学校栄養職員は、常勤の職員として継続して36か月以上の勤務経験があれば、「D民間企業等勤務経験者(青年海外協力隊員)」の一部免除に該当します。
Q11	看護師としての病院勤務経験が3年あります。医療機関は民間企業に含まれますか。	A	はい。医療機関も民間企業に含まれます。 常勤の職員として継続して36か月以上の勤務経験があれば、「D民間企業等勤務経験者(青年海外協力隊員)」の一部免除に該当します。
Q12	平成31年4月8日から令和元年9月5日まで熊本市立〇〇小学校の講師として勤務しました。この場合の経験年数は、何か月になりますか。	A	6か月となります。その月で1日でも任用があった場合は1か月と数えます。
Q13	令和3年9月1日から令和3年10月7日まで熊本市立□□小学校の講師として勤務しました。その後、令和3年10月27日から令和4年1月27日までに熊本市立〇〇中学校の育児休業代替任期付教員として勤務しました。この場合の経験年数は、何箇月になりますか。	A	5か月となります。□□小学校勤務は2か月、〇〇中学校勤務は4か月となりますが、10月を二重に数えることはできないので、9月、10月、11月、12月、1月を合計して5か月となります。
Q14	第一次選考試験の免除に関わる勤務の証明書は、願書の提出時に必要ですか。	A	志願時には必要ありません。 第二次選考試験合格発表後に提出していただきます。
Q15	第一次選考試験が全免除となる方は、第一次選考試験が全て満点で通過したという扱いになるのですか。	A	第二次選考試験の合否判定には、第一次選考試験の結果を加味しません。(※ 実施要項 P.9参照)

#### ◆免許状・加点について

Q16	取得見込の教員免許状は全て記入したほうがよいですか。	A	電子申請上で、受験区分に必要な免許状、複数免許状加点に係る免許状、特別支援学校免許状等加点に係る免許状を入力する欄があります。そちらに取得見込の免許状を入力してください。 それ以外に所有している免許状があれば、「免許状備考」の欄に入力してください。
Q17	小学校受験者です。幼稚園の二種免許状を取得見込です。二種でも「複数免許状加点」の対象になりますか。	A	「複数免許状所有者及び取得見込者に対する加点」の対象になります。 一種二種に関わらず、受験校種以外の普通免許状はすべて対象になります。申請の上、必要書類を提出してください。
Q18	中高数学の受験者です。中学校と高等学校の普通免許状を持っていますが、複数免許状加点の対象になりますか。	A	「複数免許状所有者及び取得見込者に対する加点」の対象になります。 受験については、中学校教諭の普通免許状だけで可能です。

Q19	免許状取得見込証明書が取れない場合は、加点できないのですか。	A	加点申請されても、期間内に必要書類の提出がない場合は加点できません。発行までに時間がかかる書類は、大学等に早めに申請してください。
Q20	特支の免許状取得のために、認定講習を受講予定です。あと数単位で免許状が取得できるのですが、複数の大学にまたがって単位を取得しているため、「免許状取得見込証明書」が発行してもらえません。加点はできないのでしょうか。	A	「免許状取得見込証明書」が取得できない場合は、それに準ずるものをご提出ください。
Q21	小学校の受験者です。英検準1級と中学校英語の普通免許状を持っています。加点申請は、「英語資格加点」と「複数免許状加点」のどちらにもできますか。	A	「英語資格等所有者に対する加点」と「複数校種免許状所有者に対する加点」の両方の申請が行えます。
Q22	司書教諭の資格を取得するのに必要な単位を全部とり、一括申請をしています。年度末に司書教諭講習修了証書を取得予定で写しが出せないのですが、どうすればよいですか。	A	ホームページから「司書教諭講習修了証書」取得見込証明書(様式4)をダウンロードし、大学から証明を受けて提出してください。 大学から証明書が発行されない場合や発行に時間がかかる場合は、ご相談ください。
Q23	今夏の「学校図書館司書教諭講習」を受講して、必要な単位が全て取れる予定です。何を提出すればよいですか。	A	ホームページから「司書教諭講習修了証書」取得見込証明書(様式5)をダウンロードし、大学から証明を受けて提出してください。 大学から証明書が発行されない場合や発行に時間がかかる場合は、ご相談ください。
Q24	第一次選考試験の加点は、教職科目と専門Aのどちらに加点されますか。	A	加点は、第一次選考試験の合計点に行います。それぞれの試験の点数には加点されません。
Q25	加点の対象になっているかどうか教えてください。	A	実施要項P.10, 11をご覧ください。ご自身で判断して申請してください。電話等でのお問い合わせには、お応えできません。

#### ◆採用・採用後について

Q26	中高（一般）では、どのようにして採用される校種が決まるのですか。	A	第二次選考試験の面接時に希望する校種をお聞きます。希望のパターンとしては、次の2通りあります。 ①第一希望 中学校、第二希望 高等学校 ②第一希望 高等学校、第二希望 中学校 受験者の希望、第二次選考試験における成績、免許状所有状況や適性等を考慮のうえ、合否及び採用校種を決定します。
Q27	採用後の勤務先は、熊本市立の幼稚園、小・中・高等学校になるのですか。また、異動はどうなりますか。	A	原則として、採用は熊本市立の幼稚園、小・中・高等学校勤務となります。受験校種・受験区分以外の学校に配置される場合があります。また、一定期間経過後にも前述同様に配置される場合があります。
Q28	中高社会で高等学校教諭等を希望する場合は、「地理歴史及び公民の両方の普通免許状が必要である。」と但し書きがありますが、その一方を所持せず「中学校教諭等」で採用された場合、以後もう一方を取得しても「高等学校教諭等」の枠になることはないのでしょうか。	A	採用後の異動は、本人の希望や免許状の所有状況、勤務実績等を総合的に判断して行います。後から必要な免許状を追加で取得された場合、高等学校へ異動する場合があります。

◆その他

Q29	育児休業代替任期付教員の選考は、どのように行われますか。	A	別途試験は実施しません。学校教員採用選考試験と併せて実施します。第二次選考試験の結果、「熊本市立学校教員採用候補者名簿」に登載されなかった者の中から育児休業代替任期付教員の選考を行います。(希望者のみ。ただし栄養教諭志願者の選考は実施しない。)
Q30	問い合わせの時間を教えてください。	A	平日の8:30～17:15に電話で問い合わせてください。 また、実施要項の詳しい内容について、動画でもご案内しています。ホームページをご覧ください。
Q31	試験日に台風等の悪天候の場合は、どこに問い合わせたらよいですか。	A	ホームページでお知らせします。ご確認ください。
Q32	過去の問題は、どこで見られますか。	A	情報公開窓口(市役所地下1階)で、無料で閲覧できます。セルフ形式のコイン式コピー機を設置していますので、有料でコピーもできます。
Q33	面接カードはいつ配布されますか。	A	第一次選考試験の合格発表までにホームページに掲載します。(※ 実施要項 P.8参照)
Q34	実技試験の格好の規定はありますか？	A	第一次選考試験合格者に、それぞれの実技試験の携行品や服装等をご案内しますので、詳しくはそちらでご確認ください。